

# 呉市一般廃棄物処理基本計画について

## 1. 一般廃棄物処理基本計画について

平成19年3月に策定した呉市一般廃棄物処理基本計画は令和3年度末で計画期間が満了するため、その内容を見直し、令和4年度を始期とする新たな呉市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定します。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく法定計画で、循環型社会の実現に向けて一般廃棄物の処理を計画的に推進するために策定するものです。

本計画の計画期間は、社会・経済情勢の変化に適応したものとするため、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、中間年度の令和8年度に見直しを行います。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。



## 2. ごみ処理の現況

### ① ごみ処理の実績

ごみ総排出量、一人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量・最終処分率について平成28年度から令和2年度までの過去5年間の実績値を整理しています。傾向として、ごみ総排出量はおおむね減少傾向にありますが、一人1日当たりのごみ排出量はおおむね横ばいで、うち家庭ごみは微増傾向にあります。また、リサイクル率は低下傾向、最終処分量・最終処分率は年度ごとに増減がありますが、令和2年度は平成28年度以降で最も低い数値となっています。

【ごみ総排出量（ごみ種類別）】 (t/年度)

項目	年度	H28	H29	H30	R元	R2
可燃ごみ		60,857	60,367	59,356	59,563	57,453
不燃ごみ		3,647	3,803	3,541	3,603	3,740
粗大ごみ		4,645	4,960	4,825	5,305	5,754
資源物		6,729	6,539	6,242	6,144	6,153
有害・危険ごみ		168	134	110	133	126
直接埋立ごみ		25	27	30	27	38
資源集団回収		4,110	3,925	3,661	3,502	2,893
合計		80,181	79,755	77,765	78,277	76,157

【リサイクル率】 (t/年度・%)

項目	年度	H28	H29	H30	R元	R2
再資源化量		8,598	8,403	8,138	7,496	7,077
資源集団回収量		4,110	3,925	3,661	3,502	2,893
合計		12,708	12,328	11,799	10,998	9,970
ごみ総排出量		80,181	79,755	77,765	78,277	76,157
リサイクル率		15.8	15.5	15.2	14.1	13.1

【一人1日当たりのごみ排出量】 (g/人・日)

項目	年度	H28	H29	H30	R元	R2
全国平均	家庭ごみ	646	641	638	638	
	事業ごみ	278	279	280	280	
	小計	924	920	918	918	
広島県平均	家庭ごみ	556	557	557	559	
	事業ごみ	333	334	344	340	
	小計	889	891	901	899	
呉市	家庭ごみ	656	660	650	663	675
	事業ごみ	292	296	295	299	279
	小計	948	956	945	962	954

【最終処分量・最終処分率】 (t/年度・%)

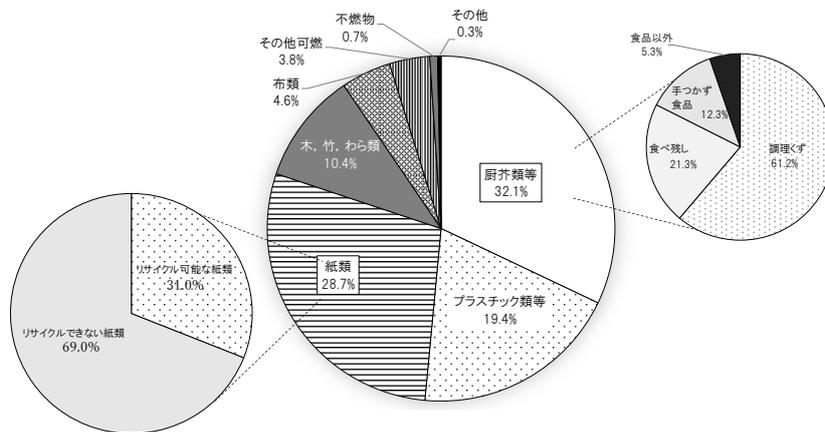
項目	年度	H28	H29	H30	R元	R2
セクター別	溶融スラグ	2,736	2,839	2,153	2,929	2,234
	固化物	1,620	1,776	957	1,305	1,658
	不燃物	3,228	3,297	4,244	3,340	2,971
	直接埋立ごみ	(25)	(27)	(30)	(27)	(38)
	小計	7,584	7,912	7,354	7,574	6,863
環境衛生	焼却残さ量	118	126	128	124	116
	破碎不燃物等	2	2	1	2	0
合計		7,704	8,040	7,483	7,700	6,979
最終処分率		9.6	10.1	9.6	9.8	9.2

## ② ごみの組成

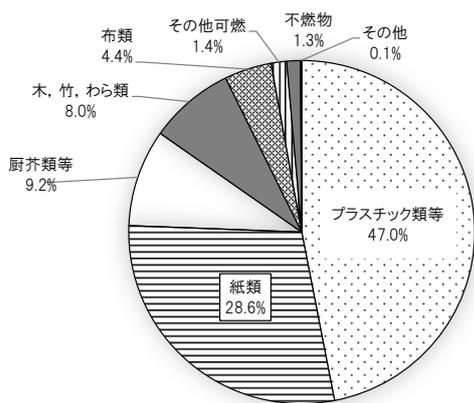
### ア 家庭ごみ調査

可燃ごみの重量比での組成は、<sup>ちゅうがい</sup>厨芥(調理くずなどの生ごみ)類等 32.1%，次いで紙類 28.7%の順で高い比率となりました。容積比での組成ではプラスチック類等が 47.0%と最も高い比率となりました。不燃ごみの重量比での組成は、有害ごみ・危険ごみが 1.0%，資源物であるびん・缶類が 15.8%，可燃ごみが 13.0%混入していました。

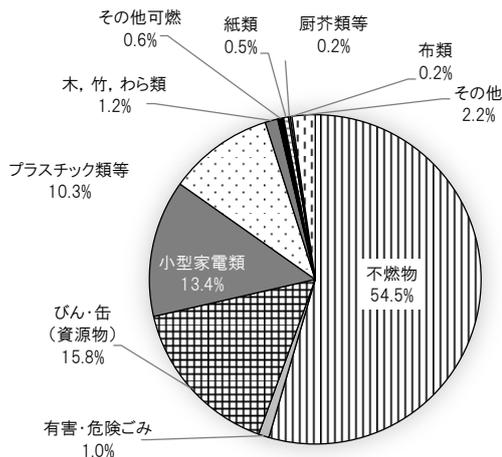
【家庭ごみ中の可燃ごみ重量比調査結果】



【家庭ごみ中の可燃ごみ容積比調査結果】



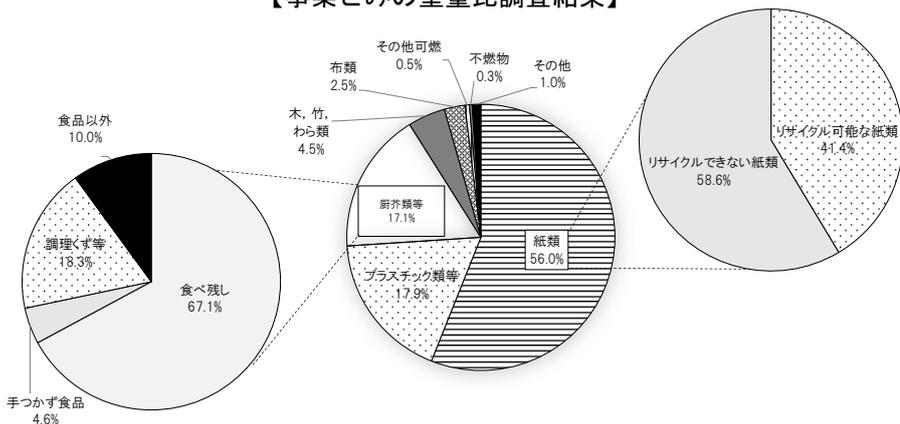
【家庭ごみ中の不燃ごみ重量比調査結果】



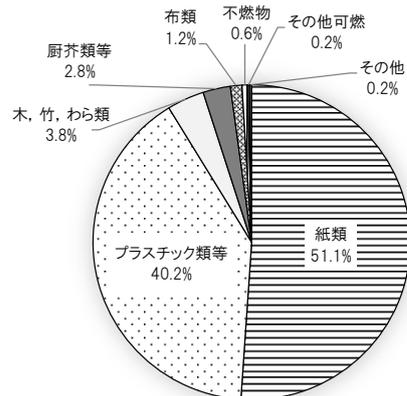
### イ 事業ごみ調査

事業ごみの重量比・容積比ともに紙類が最も高い割合を占め、次いでプラスチック類等となりました。紙類には、リサイクル可能な紙類が 41.4%含まれていました。

【事業ごみの重量比調査結果】



【事業ごみの容積比調査結果】



### 3. ごみ処理の課題

#### 【課題1 ごみの発生抑制・減量化】

- ごみの組成調査の結果、可燃ごみ（重量比）の上位3品目は、家庭ごみ・事業ごみとも、厨芥類等、紙類、プラスチック類等であることから、効果的なごみの発生抑制には、この上位3品目についての対策を実施する必要があります。
- ごみの発生抑制がクローズアップされますが、ごみを出さない生活をするには、ごみとなるものを家庭に持ち込まないことも、ごみの発生抑制と同様に重要であることを情報発信する必要があります。

#### 【課題2 ごみの分別・資源化・適正処理】

- 家庭及び事業所から多く排出される紙類のうち、リサイクル可能な紙類が高い割合を占めています。そのほかにもリサイクルが可能なものも、可燃ごみとして排出されていることから、一層の分別を徹底し、再資源化を推進する必要があります。
- 資源集団回収では、少子高齢化の進展などによる実施団体数の減少に伴い回収量が減少していることから、資源集団回収を活性化するための施策を実施する必要があります。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、あらゆる主体においてプラスチック資源循環等の取組を促進することから、本市においても積極的に取り組んでいく必要があります。
- ごみの組成調査の結果によれば、家庭ごみにおける不燃ごみには有害・危険ごみが含まれています。全国的にリチウムイオン電池などの危険ごみの混入が原因と考えられる収集車や処理施設での火災が発生しており、本市においても同様の火災が発生しています。安全なごみ収集やごみ処理のため、適正な分別を徹底する必要があります。
- 不法投棄及び野外焼却は依然としてなくなる状況のため、継続して廃棄物の適正処理に向けた対策が必要です。
- ごみの分別・資源化・適正処理を推進していくため、市民・事業者に広く各種取組の普及啓発を行っていく必要があります。

#### 【課題3 安定的で効率的なごみ処理体制】

- これまで経験したことのない社会的変化（新型コロナウイルス感染症の拡大や自然災害の発生など）を迎えている中でも、その変化に柔軟かつ迅速に対応できるごみ処理体制を整備する必要があります。
- 本市のごみ処理施設は建設後相当の年数が経過しているため、環境負荷の低減やコスト削減などに配慮しつつ、ごみ処理施設の整備及び統廃合を計画的に推進する必要があります。

## 4. ごみ処理基本計画

### ① 基本理念

みんなで築く循環型社会「エコポリス・くれ」

### ② 基本方針

#### 基本方針1 >> ごみの発生抑制と減量化の推進

ごみの発生抑制と減量化のためには、市民・事業者・市それぞれが主体となり、ごみを出さない意識や社会づくりを推進していくことが必要となります。この意識の醸成のための支援や情報提供をしていくことにより、ごみの更なる発生抑制と減量化を進める社会の形成を図ります。

#### 基本方針2 >> ごみの分別・資源化・適正処理の推進

排出されたごみの中には、依然として資源物となり得るものが多く含まれていることから、ごみと資源物の分別を徹底することで、ごみの資源化に大きな効果をもたらすことが期待されます。

今後、市民や事業者が分別・資源化に取り組みやすい仕組みづくりや新たな資源化手法の導入を更に進めていきます。

また、ごみの適正処理について市民・事業者に啓発し、ごみの不法投棄等の対策を引き続き実施します。

#### 基本方針3 >> 安定的で効率的なごみ処理体制の確保

適切な収集運搬体制の確保やごみ処理施設の管理・運営を行うとともに、施設整備・適正配置等を計画的に進め、ごみ処理過程において環境負荷の低減とコスト削減を実現しつつ、安定的で効率的なごみ処理体制を確保します。

また、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備を図ります。

### ③ 施策体系

基本方針に基づく基本施策や取組事項を整理した施策体系を次のとおり示します。

基本方針と関連するSDGs	基本施策	取組事項
1 ごみの発生抑制と減量化の推進    	(1) リフューズ※ <sup>1</sup> ・リデュース※ <sup>2</sup> の推進	① リフューズ運動の推進(新規) ② 指定ごみ袋等によるごみの発生抑制(継続)
	(2) 食品ロスの削減	① 家庭や事業所における食品ロスの削減(拡充)
	(3) プラスチックごみの削減	① 市民によるプラスチックごみ削減の取組の推進(新規) ② 事業者によるプラスチックごみ削減の取組の推進(新規)
2 ごみの分別・資源化・適正処理の推進     	(1) 資源化の推進	① 紙資源のリサイクル強化(新規) ② 拠点回収等の直接資源化の推進(拡充) ③ 資源集団回収の見直し・活性化(新規)
	(2) 新たな資源化品目の追加	① プラスチック類の分別・資源化(新規) ② 新たな品目の資源化(新規)
	(3) ごみの適正処理の推進	① ごみの適正処理に関する周知(拡充) ② 有害ごみ・危険ごみの分別・排出方法の周知徹底(拡充) ③ 不法投棄防止の対策(継続) ④ 野外焼却防止の対策(継続)
3 安定的で効率的なごみ処理体制の確保     	(1) 柔軟かつ効率的で持続可能な収集運搬体制の確保	① 柔軟な収集運搬体制の構築(継続) ② 効率的で持続可能な収集運搬体制の確保(継続)
	(2) 安定的なごみ処理体制の維持・構築	① 民間活力導入によるごみ処理施設の安定的・継続的な管理運営(継続) ② 災害に強い処理体制の構築(新規) ③ 非常時におけるごみ処理体制の構築(継続)
	(3) ごみ処理施設の適正配置の推進	① ごみ処理施設の整備・統廃合(継続)

※1 リフューズ(Refuse): 買わない・断る(必要以上に買わない。レジ袋や包装紙, 弁当の割りばし・スプーンを断る。)

※2 リデュース(Reduce): 減らす(詰め替え製品を買う。作りすぎに注意する。生ごみは水を切って減量する。)

#### ④ 数値目標

##### ア ごみ総排出量の目標

令和13年度での目標を令和2年度の76,157t から約 16.3%減の 63,745t とします。

##### イ 一人1日当たりのごみ排出量の目標

令和13年度での目標を令和2年度の954g から約 3%減で 925g とします。

	基準 R2		目標 R13
ごみ総排出量	76,157t	約 16.3%削減	63,745t
一人1日当たりのごみ排出量	954g	約 3.0%削減	925g
リサイクル率	13.1%	1.9ポイント向上	15.0%
最終処分量	6,979t	約 16.0%削減	5,865t
最終処分率	9.2%	現状維持	9.2%

##### ウ リサイクル率の目標

令和13年度での目標を令和2年度の13.1%から 1.9ポイント増で 15.0%とします。

##### エ 最終処分量・最終処分率の目標

令和13年度での最終処分率の目標を現状維持として 9.2%とし、令和13年度での最終処分量の目標を令和2年度の6,979t から約 16.0%減の 5,865tとします。

#### ⑤ ごみの処理及び処理施設の整備に関する事項

項目	内容	
ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	収集運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集運搬方法については、当面、現状の収集方式、収集頻度等を維持していくものとなりますが、今後の排出状況や社会状況に応じて、見直しを行います。</li> <li>最適な配車計画を策定することにより、収集運搬業務の効率化を図ります。</li> <li>高齢化が更に進むと予想されることから、高齢者がいる世帯に対応したサービスの提供について検討します。</li> </ul>
	中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の統廃合を進めながら、安定的かつ効率的な中間処理体制を構築します。</li> <li>排出されたごみについては、二酸化炭素の排出抑制等の課題を踏まえ、本市の中間処理施設及び民間処理施設で極力減容・資源化することにより環境への負担をできるだけ低減します。</li> <li>処理施設(資源化施設を含みます。)の老朽化対策について検討し、ごみ処理施設の適正配置の推進を図るとともに、安定的なごみ処理を継続的に維持するために必要な整備を行います。</li> </ul>
	最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境への影響を考慮しながら、施設運用について検討します。</li> </ul>
	その他の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症が拡大した状況下において、ごみ処理体制を安定的に維持するため、感染防止対策を講じるとともに、人員確保等の体制整備を行います。</li> <li>リチウムイオン電池等に起因するごみ収集車や処理施設における発火事故などを未然に防止するため、市民、排出事業者等における適切な排出の促進に係る周知・広報活動を行います。</li> </ul>
整備に関する事項	芸予環境衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>現施設は、令和3年度末で稼働開始から25年が経過し、老朽化が進んでいるため、令和5年度末で現施設での焼却処理を終了し、クリーンセンターへ集約化します。焼却処理終了後、当面の間は、激変緩和措置として家庭ごみ等に限定した小規模な受入施設として運営した後、施設を廃止します。</li> </ul>
	クリーンセンターくれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>現施設は、令和3年度末で稼働開始から19年が経過するため、将来にわたって安定的なごみ処理を継続するために必要な検討を行います。</li> </ul>

## 5. 生活排水処理基本計画

### ① 基本理念・基本方針

本市の生活排水処理については、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、市民に対して生活排水対策の必要性等について啓発を行うことで、生活排水の処理率向上を図っていく必要があります。そこで、本計画の基本理念及び基本方針を次のとおりとします。

#### 水質の保全・快適で衛生的な生活環境の確保

基本方針1 新施設整備の計画的な推進	基本方針2 合併処理浄化槽の整備推進	基本方針3 公共用水域の保全に関する普及啓発
<ul style="list-style-type: none"><li>し尿処理施設の老朽化が著しいことから、安定的かつ効率的な処理体制を目指し、新施設の建設を計画的に推進するとともに、既存施設の統廃合に伴う処理体制の変更について適切に対応していきます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公共下水道等の事業計画区域においては下水道処理施設等の整備を行い、それ以外の区域においては合併処理浄化槽の設置を推進します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>単独処理浄化槽の設置者及びくみ取り世帯については、生活雑排水による水質汚濁の防止の観点から、公共下水道及び集落排水処理施設への接続又は合併処理浄化槽への転換を進めるとともに、適正な保守・点検について啓発・指導します。</li></ul>

### ② 数値目標

下水道処理施設等の整備、単独処理浄化槽の設置者及びくみ取り世帯に対する公共下水道及び集落排水処理施設への接続並びに合併処理浄化槽への転換を推進していくことで、生活排水処理率を現状の90.0%から3ポイント向上させ93.0%を目標とします。

### ③ 生活排水処理基本計画

#### ア し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画

将来予測の結果、本市で発生するし尿・浄化槽汚泥は減少傾向が見込まれることから、収集量に見合った収集運搬体制の効率化・円滑化を図ります。

#### イ し尿及び浄化槽汚泥の中間処理・再資源化計画

既存施設で引き続き適正処理を行うとともに、新施設の整備により安定的かつ効率的な処理体制を構築し、浄化槽汚泥等の再資源化を図ります。

#### ウ し尿及び浄化槽汚泥等の最終処分計画

既存施設で引き続き適正処理を行うとともに、新施設においてもこれまでと同様に浄化槽汚泥等を再資源化し、最終処分量を削減します。

#### エ 市民に対する広報・啓発活動

生活排水の適正処理及び水環境の保全のため、市民の生活排水処理に対する意識を広報・啓発活動により向上させます。

呉市環境部環境政策課  
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号  
電話：0823-25-3302 FAX：0823-32-1621